

要望事項	回答
<p><b>1. いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり（健康、社会福祉）</b></p>	
<p><b>1.1健康</b></p>	
<p>(1)高齢者の健康維持、介護予防の強化を                      高齢者に発症率の上昇が懸念される骨折や認知症等の予防・改善策について「骨折予防プロジェクト」等、対策・改善策の強化をはかること。</p>	<p>健康寿命の延伸及び認知症の発症予防には、生活習慣を整えることが有効であることが研究等にて判明しており、健康寿命の延伸への取り組みを行う中で、入院医療費に占める骨折の割合が高いという課題が見えています。現在、住民の骨折予防への意識向上及び栄養、運動、休息などの骨折予防に有効となる策を広く周知し、全体的な改善を図る「骨折予防プロジェクト」を展開し、取り組みを進めているところです。                      合わせて、今後は本町における発症傾向の高い疾病等の現状を分析し、介護予防等の健康教育に取り入れることで課題解決の効果が見込まれる事業展開を進めてまいります。</p>
<p>(2)带状疱疹ワクチンの補助金を                      带状疱疹は、加齢などによる免疫機能の低下が発症の原因となり、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症するといわれています。                      带状疱疹は、多くの方が子供の時に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。日本人成人の90%以上は、このウイルスが体内に潜伏していて、带状疱疹を発症する可能性があります。带状疱疹ワクチンには2種類あります。50歳以上は带状疱疹の発症率が高くなりますので、予防接種は带状疱疹を発症しないための選択技のひとつになります。そのため補助金を支給することにより、住民に対してワクチン接種を促すことが出来ます。</p>	<p>带状疱疹ワクチンについては、2024年7月から接種費用の一部助成を開始します。</p>
<p><b>1.2社会福祉</b></p>	
<p>(1)長寿高齢者ご夫婦を祝う会の開催を                      敬老会事業が廃止されていますが、銀婚式、金婚式を迎えられた長寿ご夫婦をお祝いする会を町主催で開催すること。                      また、地区内にお住まいの高齢の方々を地域の方々に知ってもらう機会にもなりますので検討していただきたい。</p>	<p>現在、町として銀婚式、金婚式を実施することは考えておりません。以前、本町では交流機会の提供を目的とし、金婚・ダイヤモンド婚表彰を実施しておりましたが、参加者数の減少や、事業自体を行政が実施することに疑義が生じ、2013（平成25）年度に廃止しています。事業目的であった交流機会の提供については、老人クラブやシルバー人材センターの活動への補助や、より広い世代の方を対象として、集いの場の運営協力者の確保や活動場所の提供の推進、老人憩の家的一般開放事業を進めることで実施しています。</p>

2. 人を育み、人を活かすまちづくり（次世代育成、生涯学習）	
2.1次世代育成	
<p>(1)東浦町の子ども支援を目指す活動を 東浦町の目指す「子育て支援」と「子育て支援（子ども自身への支援）」の双方のそれぞれの階層別支援の取り組みにより、子ども自身が成長を通して支援を感じる具体的な施策・事業を構築・推進すること。また、学校教育についても充実した支援を求めます。</p>	<p>子ども支援に対する各種施策は、「親への支援」と同時に、「子ども自身への支援」をさらに重要なキーワードとして位置付け、子どもの立場に立ち、将来の自立に向けた取り組みを支援するなど、より一層充実を図りたいと考えております。</p> <p>妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、親からの目線や子どもからの目線、専門的な知見のそれぞれの視点を活かし、低年齢児からの切れ目のない子ども支援を進めます。なお、子どもと地域とのつながりが希薄化している現状があることから、地域ぐるみで子育て支援体制の強化も行っていきたいと考えております。</p> <p>小学生期におきましては、子どもの居場所づくりの観点から、共働き家庭等の子どものみならず、すべての子どもが放課後等に多様な体験や活動を行うことができるよう、今後も「アフタースクール事業」を継続していきます。</p> <p>また、学校教育につきましては、本町の特色である個別化・個性化教育を一層推進していきます。児童生徒一人一人にあった指導を通して、基礎学力の向上と個性及び創造力、判断力などを伸ばすことができる個別化・個性化教育を全小中学校へ展開していきます。小中学校間の連携も推進し、小中学校の教員が共同することで、児童生徒の義務教育9年間を見通した効果的な指導方法を確立します。</p>
<p>(2)東浦中学校を学区中央部へ移転を 東浦中学校は老朽化に伴い、建替え更新が必要であると考えます。また、長距離通学の生徒も多く藤江・生路地区においては国道366号の路肩も狭く、今後の拡幅計画もなく生徒の生命の安全確保が確立されていない状況にあります。</p> <p>このことから、学区の再編成及び東浦中学校区の中央位置に中学校を新築し、生徒の通学安全性・利便性を確保すること。なお、本件は公共施設の複合化等の検討も含め、公共施設更新計画の重要課題の一つとして早急に検討すること。</p>	<p>東浦中学校の中央部への移転について、東浦中学校は、開校した1947年、当時の町内全域の中心付近である現在の場所に建設されました。その後、1976年の北部中学校開校に伴い、東浦中学校の学区が石浜、生路、藤江地区となったため、現在は学区の北端に位置しています。</p> <p>また、東浦中学校は他の中学校と異なり、生徒数の増加に伴う増築により、比較的新しい建物を有している一方、町内で最も古い建物である第2屋内運動場を有しており、全体的な施設の老朽化が進行している状況であり、検討の優先度は高いと認識しています。</p> <p>現段階の公共施設再配置計画案のうち、東浦中学校に関連する部分では、現東浦中学校敷地に、文化センターや勤労福祉会館などを複合化した、全町拠点施設を整備する方針に伴い、東浦中学校については移転を検討しています。</p> <p>現東浦中学校敷地は、愛知県が公表している「高潮浸水想定区域」及び「洪水浸水想定区域」内に位置しており、学校のような子どもたちが毎日通い、長時間滞在する施設を、当該敷地で建て替えることは、適切でないと考えています。ただし、浸水が想定される東浦中学校跡地に、文化センターや勤労福祉会館など、災害時には、ある程度の休業が許容される施設の配置は、可能であると考えています。</p> <p>また、現東浦中学校は、学区の北端に位置しており立地上通学距離が長くなる生徒がいること、高潮等の水害ハザードなどの課題解消の観点から、移転先として、東浦町体育館の位置する東浦文化広場を選定しています。東浦中学校を現東浦文化広場位置へ移転・複合化することにより、学区の再編ではなく、学区の中央部付近に配置することで、生徒の平均通学距離が約500メートル短縮することができるほか、水害のリスクも回避することができます。</p> <p>今後必要となる中長期的な教育活動を可能とする大胆な施設建築を行い、心豊かな生徒が育つ学校にしていきたいと考えています。</p> <p>なお、最重要課題の1つとして、早急に検討することについては、本計画案の計画期間である35年間の前期に整備すべき「モデル事業」として東浦中学校の移転・複合化を設定しており、重要課題の一つとして位置付けています。来年度においても随時意見を聞き、また取り入れながら計画を進めていきます。</p>

<p>(3)小中学校施設の教育機能と災害避難所機能の両立整備を 冬季厳寒時の体育授業を可能にし、且つ、地域の避難所機能の強化を図るための避難所整備策として、各小中学校体育館と特別教室への冷暖房の設置を推進すること。</p>	<p>小中学校の学校体育施設へのエアコン設置については、町長政策ロードマップのとおり、施工方法などを調査・検討の上、2026（令和8）年度から2027（令和9）年度にかけて導入する計画となっています。避難所機能の強化の観点も踏まえ、国の補助金を活用して進めます。 また、特別教室へのエアコン設置については、教室の使用頻度や児童数の推移などを考慮し、検討していきます。</p>
<b>2.2生涯学習</b>	
<p>東浦町独自の400m陸上競技場（サッカー場含む）、体育館、硬式野球場、プール、ソフトボール場等は、次世代を担う子供たちや町民の方々の心と健康の大切さを維持するために必要である。 スポーツによる町おこしやスポーツの普及振興のためにも大規模スポーツ施設の設置を大いに希望する。</p>	<p>スポーツに親しみ、参画する習慣づくりを広げていくことは、子どもたちや町民の方々の心と健康の維持に強く期待されているところです。 また、プロ、実業団チームのプレーを間近で体験することができる大規模スポーツ施設を整備することで、町おこしやスポーツの普及振興面で効果があると考えられています。 このように、スポーツの価値が高まる効果が期待される一方で、町内の体育施設の老朽化や財政負担等により維持が困難となることが想定されるため、学校施設などと複合ができないか検討が行われています。 そのため、新たな大規模スポーツ施設の建設については、検討することに至っておりませんが、住民がいつでも気軽にスポーツに親しむような機会を創出するために、施設の建設に限らず、住民の身近で持続可能な環境の確保をするため、学校施設の更なる活用を進めます。また、他市町との公共施設相互利用等を活用してまいります。</p>
<b>3. 暮らしを守るまちづくり（環境、安全安心）</b>	
<b>3.1環境</b>	
<p>(1)地球温暖化対策の推進強化を 近年、地球温暖化による気象異常が起きており大雨・集中豪雨もその一つです。第6次総合計画に、地球温暖化の防止として、「計画を策定する際には国際公約に準拠します」とあります。環境省からも「脱炭素の取り組みで進める地域の活性化」を推奨しています。 地球温暖化対策、脱炭素対策のより一歩踏み込んだ具体的な施策・事業の策定・推進をはかること。また、ゼロカーボンシティ宣言をすることにより国や県から補助金を得ることが期待できる。</p>	<p>脱炭素・地球温暖化対策については、現在、「第3次東浦町の環境を守る基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、省エネルギー化や温室効果ガスの排出削減に向けた各施策・事業を展開しているところであり、次世代自動車や住宅用地球温暖化対策機器の補助、ごみの減量・再資源化の推進、公共交通の利用促進、公共施設等における照明器具のLED化、公用車の次世代自動車への転換などに取り組んでいます。 今後も、脱炭素社会の実現に向け、国、県の動向も踏まえながら地球温暖化防止のための各種施策・事業の推進を図ってまいります。 また、「ゼロカーボンシティ」の表明については、2024（令和6）年度に第3次東浦町の環境を守る基本計画の中間見直しを行なう中での表明を検討しています。</p>
<b>3.2安心安全</b>	
<p>(1)地元中小企業等への防災・減災の支援強化を 災害時における応援出動に関する協定を締結している事業所に対して、防災・減災に必要な機器・器具等の導入・設置や耐震化を促進するための助成制度を創設し支援すること。また、想定外の災害から事業者が事業の継続ができるようBCPを策定するための対策の支援を要望する。</p>	<p>防災・減災に必要な機器等の助成金制度の創設については、現在のところ考えていませんが、防災・減災には災害発生後も事業が継続できるようBCPを策定することが重要と考えています。本町では、BCP策定に要するコンサルティング費及び対策費等に対する補助を行っており、今後も活用に向けたPRを行いながら、BCP策定について普及促進を図っていきたく考えています。</p>

<p>(2)障がい者等、要配慮者向けの福祉避難所の拡充を</p> <p>現在、町内各地域に指定避難所が設定されているが、福祉避難所に指定されている勤労福祉会館は洪水ハザードマップ上の浸水区域に立地されているため、民間福祉施設との協定の拡大による避難所体制の拡充をはかること。また、学校体育館が避難所として指定されていることから、障がい者向けに教室の使用が可能となるよう整備をはかること。</p> <p>津波避難対策・大雨洪水避難対策として、緊急一時避難のできる高層建築物所有者との協定の締結など、住民の安全確保を強化すること。</p>	<p>本町では、障がい者や高齢者など避難生活に特に配慮を要する者の避難所として、東浦町勤労福祉会館を福祉避難所として指定しています。また、要配慮者の受け入れの充実を図るため、町内の福祉施設を福祉避難所として利用できるよう、現在、社会福祉法人5団体11施設と協定を締結しており、協定先と円滑な避難所運営に向けた打合せ会を実施しています。引き続き、他の福祉施設との協定締結を含め、避難所体制の拡充を図っていきます。</p> <p>避難所である小中学校の教室利用については、各小中学校と自主防災会との避難所運営に係る打合せ会において、災害時にどの部屋を何の目的で使うか、教室等の用途を小中学校ごとに決めており、要配慮者の部屋についても決めていきます。</p> <p>津波避難対策における協定締結については、平成26年に藤江地区まちづくり実行委員会から津波避難対策の要望を受けて、2015年4月に藤江地区の事業者と「災害時における被災者等に対する応急対策活動の支援協力に関する協定」を締結しています。</p> <p>また、台風や大雨等の風水害については、地震災害と違い、事前に備えることが可能であり、自分たちの住んでいる地区のリスクを事前に知り、有事の際は、取るべき適切な行動を一人ひとりが認識しておくことが重要と考えていることから、2021年12月に更新した防災マップに、自身の避難行動計画を作成するためのツールであるマイタイムラインを掲載しています。</p> <p>高層建築物所有者との協定の締結については、所有者等の意向を踏まえ、検討していきます。</p>
<p>(3)河川の氾濫・治水対策に向けた河川改良の推進強化を</p> <p>集中豪雨などによる河川の氾濫など、大規模災害が懸念されることから、年超過確率1/10(1時間雨量52mmから62mm)にも耐えうる河川の改修や河川の流出確保のため土砂撤去を早期に実施すること。</p> <p>沿線住民は、集中豪雨での河川氾濫の恐れや地震による河川の決壊に対する不安感を拭い去ることができません。また、豆搦川の耐震化整備工事が始まり、強い地震に耐えられ液状化にも対応できる強固な整備と早期完成を強く要望いたします。</p>	<p>県が策定した河川整備計画では、計画策定(境川流域：2014年(平成26年)、豆搦川：2020年(令和2年)、須賀川：2016年(平成28年))から概ね30年間における治水対策の目標が定められています。</p> <p>境川の支川(五ヶ村川、明徳寺川、岡田川、石ヶ瀬川)については、年超過確率1/5の規模の降雨にて発生する洪水流量を安全に流下させるとともに、整備を実施しない区間も含めて年超過確率1/10の規模の降雨が発生した場合において溢水させないことが目標とされています。</p> <p>豆搦川、須賀川については、年超過確率1/5の規模の降雨にて発生する洪水流量を安全に流下させることが目標とされています。</p> <p>治水上の支障となる堆積土砂の除去などの定期的な維持管理を含め、河川改修の早期完成を、引き続き県に要望します。</p>
<p>(4)警察署の設置と防犯対策の強化を</p> <p>東浦町と大府市を所管する警察署の新設を長年にわたり要請してきました。</p> <p>この度、県が新設を推進して頂けることになりましたが、早期完成を要望します。大府市では設置場所等の検討担当部署を設置しました。本町においても大府市と愛知県の調整にかかわる担当部署を設置して早期設置を実現されたい。</p> <p>あわせて、増加する住宅対象侵入窃盗対策や特殊詐欺対策として、他市町では既に導入しているセンサーライト・防犯カメラ等防犯資器材購入費の補助及び留守番機能付き電話機の購入費補助を強く要望いたします。</p>	<p>警察署の新設については、早期設置に向けて住民自治課を担当課として事業の推進を図っています。今後、事業過程において住民自治課以外の業務が必要とされる場合は、関係各課等の連携を図りながら事業を推進していくとともに、必要性に応じて、部署横断的な推進を図るプロジェクトチームの設置を含め、検討していきます。</p> <p>住宅対象侵入窃盗対策としては、家屋窓用の補助錠等の啓発物品の配布を行うとともに、各地区において定期的又は必要に応じてパトロールを実施していただくなど、啓発活動を行っています。</p> <p>また、特殊詐欺対策としては、特殊詐欺等被害防止対策機器を設置した方に対し、購入及び設置に要する費用の一部を補助します。</p>

4. 生活・産業を支える基盤づくり（基盤整備、産業振興）	
4.1基盤整備	
<p>(1)明徳寺川周辺景観計画の見直しを 明徳寺川とその周辺景観について、明徳寺川そのものの整備がまず必要であります。堤防壁や川底の堆積土に繁茂・乱生する草木の多さは川の景観を阻害し、清流明徳寺川を否定するかの状況であり、且つ治水上でも問題があります。 川の草刈りなど、ボランティアに頼るのみでなく、本格的な川の浚渫による再整備をはかること。</p>	<p>住民アンケート調査や住民ワークショップ等を経て、東浦町景観計画では、景観形成重点区域の候補地区として、住民が集える場所、放置すれば失われていくもの等の特徴のある地区を、重点的、先行的にまちづくりをスタートすることが望ましいと考え、「明徳寺川を軸とする根と狭間の景観」を含む4地区を候補地区としています。景観形成重点区域の指定については、その候補地区の住民や地権者等の皆様のご理解が必須となりますので、その点をしっかり考えながら取り組んでいく方針です。このため、現時点で景観計画の見直しはせず、適切な運用に努めていきます。 なお、明徳寺川の環境の向上や維持については、関係する様々な事業と共に関係各課等と協働し、取り組んでまいります。また、明徳寺川は、年超過確率1/5の規模に対する河川改修が完了しています。今後も、愛知県と連携し、河川の維持に努めていきます。</p>
<p>(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ①地域高規格道路 名古屋三河道路早期の道路整備を望む中、西知多道路から名豊道路までを優先整備区間と位置付けられ、まずは東浦町と三河との懸け橋となる橋梁建設・整備を最優先にすすめられるよう、早期実現を望みます。</p>	<p>2022年3月に、国の名古屋都市圏環状機能検討会において、西知多道路から名豊道路までを優先整備区間に設定し、2022(令和4)年度から、県が新たに「概略ルート・構造の検討」を進めることとなりました。本町としても、早期実現に向け、県や関係自治体と連携し、取り組んでいきます。また、その中で東浦町と三河を結ぶ橋の必要性を訴えてまいります。</p>
<p>(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ②都市計画道路 大府半田線（国道366号） 未整備の豆搗橋から厄松池周辺までの計画の再検討及び国道366号現道の中学生等の通学路における安全確保のための歩道設置の検討をすること。 また、15年以上前に国道366号東浦役場東交差点、緒川家下交差点、緒川駅西交差点、緒川北交差点の信号交差点改良が整備されました。緒川地区内残りの緒川南交差点改良と東浦役場東交差点から緒川北交差点までの道路拡幅を早期に整備すること。</p>	<p>当該路線は都市計画決定されているものの、事業化されていないため、具体的な整備予定はありません。しかしながら、国道366号における通行者の安全を確保するため、自転車歩行者道の設置が急務と考え、早期の事業着手を、引き続き県へ要望します。 なお、国道366号の豆搗橋の南から、藤江交差点までの区間にある電柱のうち、「公共用地の端部に移設」することで、大きく改善される箇所として、生路の浜起踏切付近などを本町が選定し、電柱移設による路側帯の幅員確保について、県へ要望しており、県が電柱移転を進めています。</p>
<p>(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ③主要地方道 知多東浦線 通学路拡幅改良による安全確保および東浦役場前交差点から役場東交差点までの4車線化拡幅整備等をはかること。</p>	<p>東浦役場前交差点から東浦役場東交差点までの区間は、都市計画道路 知多刈谷線として、都市計画決定されているものの、事業化されていません。早期の整備着手を、引き続き県に要望します。</p>
<p>(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ④都市計画道路 知多刈谷線 知多刈谷線の早期整備による町内外の東西交流の活発化を促進のこと。</p>	<p>名鉄河和線を道路高架でまたぐ区間を含む、知多市の市道池下線から都市計画道路名古屋半田線までの区間において、2018(平成30)年度に、地元住民を対象とした道路計画及び用地測量の説明会が開催され、2019(令和元)年度からは知多市側の用地買収が行われています。 事業中の区間の整備促進及び緒川植山交差点から東側の早期の整備着手を、引き続き県に要望します。</p>
<p>(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑤主要地方道 東浦名古屋線 未計画の相生交差点以西を含め、自歩道設置を早期完成すること。</p>	<p>猪伏釜交差点から相生交差点までの区間は、県が自歩道の整備を進めています。 事業中の区間の整備においては、関係地権者の皆さんに、ご理解、ご協力が得られるよう、引き続き、県と一体となって取り組みます。 また、緒川相生交差点から西側の早期の整備着手を、引き続き県に要望します。</p>

<p>(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑥都市計画道路 大府東浦線（主要地方道 東浦名古屋線） 東浦町内知多刈谷線への接続に向けた延伸整備を早期化すること。</p>	<p>あいち健康の森の南側のエリアにおいて、愛知県企業庁、大府市、本町の三者で企業の誘致を行う造成候補地として開発検討を進めています。 開発事業にて一体的な整備を推進するとともに、本路線の段階的な整備着手を、引き続き県に要望します。</p>
<p>(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑦都市計画道路 衣浦西部線（国道366号バイパス） 交差点改良及び堤防機能を備えた道路への改良・整備を進め、交差点拡幅と4車線化による朝夕の交通渋滞の解消、及び津波災害対策を推進すること。</p>	<p>都市計画道路 衣浦西部線は、県が東栄町交差点から浜新田交差点区間の4車線化の整備に着手しています。 その他の区間の4車線化の早期の整備着手を、引き続き県に要望します。 なお、津波災害対策については、国道366号バイパスに堤防機能をもたせるのではなく、東浦海岸の耐震対策を進め、浸水被害の軽減が図られるよう、早期完成を、引き続き県に要望します。</p>
<p>(2)東浦町内の主要幹線道路の新設・改良の推進強化を ⑧都市計画道路 名古屋半田線の早期整備推進を 緒川植山交差点から阿久比町の福住交差点までの約2.4kmの整備計画が進められています。本道と地域道との適切且つ機能的な接続が地域生活、地域まちづくりに欠かすことのできない要件です。早期完成を望みます。</p>	<p>緒川植山交差点から阿久比町の福住交差点までの約2.4kmの未整備区間について、2022年度(令和4年度)に道路計画および用地測量の説明会、用地測量に伴う関係地権者による境界確認を行い、2023年度(令和5年度)から用地交渉が進められています。 引き続き、周辺住民の利便性を考慮した計画の策定・早期完成を要望するとともに、県と一体となって本事業に取り組んでいきます。</p>
<p>(3)後退用地買取り制度の周知徹底を 計画的な道路拡幅のため、緊急車両等の乗り入れが困難である地区の住民に対し、建替えの際に配慮をしていただけるように、後退用地買取り制度の継続的な個別周知をはかること。また、空き地における後退用地買取りの推進をはかること。</p>	<p>後退用地買取り制度については、町ホームページにて掲載しているほか、都市計画課への建築の相談時にも、「建築行為に係る後退用地指導要綱」に基づき、制度について説明し、売り渡し、寄付、自己管理が選択できる「後退用地に関する調書」を提出していただいています。 後退用地を取得した箇所は、舗装や側溝などを遅滞なく整備することで、緊急車両等の乗り入れが困難である地区の住民の皆さんに、「建て替えの際には道路を広げられるように協力したい」といった認識を持っていただけるようにします。 また、空き地における後退用地の取得については、買取り希望の情報を地区等からいただいた際には、地区と町とが連携して、用地を確保できるように、考えています。</p>
<p>(4)森岡台団地、東ヶ丘団地、石浜団地等へのオンデマンド交通の導入を 高齢化が最も進んでいる森岡台団地、東ヶ丘団地、石浜団地においては、買い物や通院、最寄りの駅への移動をはじめとする生活に必要な施設への移動に大きな不便を強いられています。これらの高齢者の問題解消策としてオンデマンド交通の導入を要望します。 令和3年末、この3団地を対象に名古屋大学との連携事業で住民生活環境アンケートが実施されました。生活環境改善の推進を団地自治会と連携した事業展開の実施を求めます。</p>	<p>新たな公共交通の導入については、現在、タクシー事業者と情報共有を行いながら、ライドシェアについて検討しています。デマンド交通に限らず、地域の移動需要に対する背景を把握し、地域の特性にあった公共交通を考えていきます。 また、3団地を対象にしたアンケートについては、名古屋大学大学院環境学研究科が本町の大学連携補助金を活用して行った研究「人口構成と不動産流動性の歴史的推移からみた郊外住宅団地の持続可能性の評価」の一環で実施されたものです。今後、同補助金を活用した研究等において、団地自治体と連携が可能となるような場合には、団地自治会と連携した事業展開について提案していきます。</p>
<p>(5)東浦駅周辺整備計画の見直しを 東浦駅周辺整備計画においては、駅東改札、東西連絡通路等を優先的に進め、また景観にあってはも紡績工場の整備促進をはかること。</p>	<p>東浦駅周辺整備については、2024（令和6）年度に駅西側駅前広場の再整備を行います。また、駅東側への改札口設置に向けては、JR東海の意向も踏まえ、既設の駅構内跨線橋を自由通路化することの費用面並びに駅東側の土地活用及び開発状況を見極めた上で今後慎重に判断していきます。 なお、現在、町の景観事業として直接的に民間紡績工場の整備促進をはかる予定はありませんが、土地の記憶など東浦らしい景観を守り育てることを目的に景観まちづくりを推進していきます。</p>

<p>(6)都市計画道路藤江線の早期実施を 本路線は、国道366号より西側は施工済みとなっているが、国道366号より東側 J R 武豊線を横断し衣浦西部線（国道366号バイパス）までの区が未施工であり、災害時の緊急輸送道路の確保のためにも早期実施を求めます。</p>	<p>2020(令和2)年度に事業説明会を行い、2022(令和4)年度からは、用地調査、物件調査を実施しています。 機能的な幹線道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るとともに、地域の安全性が向上するよう、引き続き、整備の推進に努めます。</p>
<p>(7)大規模盛土造成地の早期調査・地盤強化を 昨今の異常気象による線状降水帯発生に伴い集中的豪雨から地域住民の安全安心を確保するため、令和4年度に実施した大規模盛土造成地現地踏査124箇所の結果を踏まえ、不安定な盛土造成の場合は、早期に地盤強化をはかること。</p>	<p>大規模地震が発生した場合に大きな被害が生じるおそれのある大規模盛土造成地において、2022年度までの調査で確認した124箇所の大規模盛土造成地のうち、調査の優先度の高い2箇所について、測量やボーリングなどを実施し、調査結果により得たデータを基に安定計算を行い、滑動崩落のおそれがないか調査をします。</p>
<p>(8)知北平和公園をハブ駅に 知北平和公園には、東海市らんらんバス・大府市ふれあいバスが乗り入れています。東浦町の町運行バス「う・ら・ら」が乗り入れることにより、ここを拠点とした2市1町間を広範囲に移動できるハブ駅として機能することが可能となります。ダイヤ改正時に検討を求めます。</p>	<p>本年10月のダイヤ改正で「う・ら・ら」を知北平和公園に乗り入れる予定としています。しかしながら、各行政バスの乗り入れ本数は少なく、乗り継ぎを前提にしたダイヤ設定は、非常に困難です。東海市や大府市の方とできるだけ結節点の役割を果たし、「う・ら・ら」に乗っていただけるよう、「う・ら・ら」の知北平和公園乗り入れについての周知や、おでかけ先の提案を予定しています。</p>
<p><b>4.2産業振興</b></p>	
<p>(1)官公需発注における地元本社を置く事業者を優先した受注機会の確保を 地元事業者は、地域の振興や、特に今回起きた豪雨災害での初期活動に対しては、地元へ本社を置いている事業者の果たした役割は大きいと考えます。そのための事業所の経営体力維持は必要条件であります。それらを考慮し、指名競争入札においては地元へ本社を置いている事業者を優先的に対象事業者を選定し、適切な価格による受注機会の確保・拡大等に配慮すること。県事業においても町から要請すること。</p>	<p>2022年7月12日の豪雨災害では町内業者の初期活動の役割は町として、非常に感謝しており、ご指摘のとおり町内事業者の経営体力維持は重要と考えています。 町の発注する工事については、2021年3月に制定した東浦町公共工事及び公共調達における発注方針に基づき、適正な競争原理のもと公正性を確保した上で、地元企業の受注機会の確保に努め、工事工種や設計金額によって、入札時の地域要件の設定による町内事業者のみでの入札や、町外事業者を含む場合でも、経営審査事項の総合評価値の設定により、町内事業者の育成に配慮した入札を行っています。また、物品の発注についても、町内事業者が取り扱える品目については地域要件の設定による町内事業者のみでの入札を行っており、今後も地元事業者の経営体力維持のため、受注機会の確保・拡大に努めます。 県の発注する事業においても地元事業者の受注機会の確保・拡大を考慮していただくよう努めます。</p>
<p>(2)大府東浦花火大会に対する補助金を あいち健康の森公園で開催される花火大会に令和6年度も引き続き補助金を交付してください。本町の魅力を広く町内外に発信すること、住民の町に対する愛着や誇りの形成や町外での認知の向上及び地域経済の活性化をはかることを求めます。多くの住民が楽しみにしています。</p>	<p>2024（令和6）年度は、大府東浦花火大会の運営実施を行う「大府東浦花火大会実行委員会」に対し、花火大会に必要な経費の一部を補助することで、イベント支援を通じて町の魅力を広く発信するとともに、町民が楽しめる魅力的な場を創出し、官民一体となって観光の振興や地域活性化を図ります。 また、大府東浦花火大会以外においても本町の魅力発信や地域の活性化に資する取組への支援を検討します。</p>
<p>(3)農業界への原油価格・物価高騰等の対策を 原油価格や物価高騰により農業経営者への甚大な影響が出ているため、燃料価格高騰の影響を受けにくいような、経営構造の転換を図る事業など、これに要する経費の支援策をはかること。</p>	<p>原油価格や物価高騰により農業経営に影響が出ている農業者に対しては、国、県の支援事業について関係機関と協力して周知等を行っています。今後も、国及び県の支援策を注視し、農家の方々と情報を交換させていただく中で現状を踏まえ必要に応じ町の支援策を検討していきます。</p>

<p>(4)小規模農家への充実した農業施策支援を 遊休農地の増加を防ぐため、国・県等の補助基準を満たさなくても支援可能な補助制度の確立をはかること。また、本町内の果樹は、ぶどうをはじめイチゴやイチジクなどの生産・販売をおこなう直売所が数十カ所あり、直売所向けのコロナ対策として必要な経費についても支援することにより、町の特産品を守る。</p>	<p>遊休農地の増加を防ぐ対策としては、町による補助制度を設けその解消を図っています。また、本町の特産品であるぶどうなど果樹の担い手を増やす取り組みとしては、農業大学の学生に向けて東浦町での就農を促すPRや就農希望者と農地のマッチングを行うほか、今後、ブランドとしての価値を高める施策を進めていきます。小規模農家への支援策については、国及び県の支援策を注視し、農家の方々と情報を交換させていただく中で現状を踏まえ必要に応じ検討していきます。</p>
<b>5. 地域を維持する・つなぐ仕組みづくり（地域活動、行財政運営）</b>	
<b>5.2行財政運営</b>	
<p>(1)公共施設の更新・複合化の早期実現を 公共施設等総合管理計画に基づき、早急な個別計画を策定し、公共施設の更新・複合化に取り組むこと。尚、指定管理者制度、PFI手法等、公共施設の更新・新設等における経済的手法の積極採用を望むが、その採用の際のガイドラインその他の基準の明確化と周知をはかること。</p>	<p>公共施設の更新については、2016年3月に策定し、2021年3月に改定した東浦町公共施設等総合管理計画を基に、取り組みを進めています。 2022（令和4）年度から2023（令和5）年度までの2カ年をかけて東浦町公共施設再配置計画を策定し、公共施設の再編に取り組んでいます。 2024（令和6）年度からは再配置計画の期間である35年間の前期に整備すべき「モデル事業」の1つとして森岡地区拠点施設の基本構想・基本計画策定に取り組みます。また、東浦中学校の移転を含む公共施設の再編についても推進していきます。 なお、2022（令和4）年度から東浦町中央図書館における指定管理者制度を導入しています。引き続き指定管理者制度、PFI手法等、民間活力の活用導入について積極的に検討します。</p>
<p>(2)ウェルネスバレー事業の早期実現を ウェルネスバレー事業構想の本町としての具体策について、商工会をはじめ広く町内外に周知と展開が必要です。構想と具体策に基づく積極的な町内企業の誘導や他市町からの企業誘致により、本町事業の早期実現をはかること。</p>	<p>ウェルネスバレーの施策や取組は、大府市と東浦町に跨るエリア全体で進めていることから、「本町として」ではなく、大府市等と連携し、「ウェルネスバレー推進協議会として」進めています。また、ウェルネスバレー構想については、「ウェルネスバレー推進協議会」のもと、「運営委員会」、「交流・にぎわいワーキンググループ」、「ヘルスケア産業ワーキンググループ」を設置し、推進していますが、商工会については上記の全ての会議体においてメンバーとなっており、ウェルネスバレー推進協議会の一員として共に事業を推進しています。 町内外への周知と展開としては、国や県等が主催する講演会や展示会等への参加や、ヘルスケア産業における実証フィールドの提供、「ウェルネスバレーめぐり」の開催等により知名度向上を図っていますが、昨年9月には、スタートアップ創出・育成・誘致の更なる取組の発展に向け、愛知県と相互連携・協力に関する覚書を締結しました。 今後は、この覚書に基づき、日本最大のスタートアップ支援拠点である「STATION Ai」とも連携しながら、ウェルネスバレーの施策や取組を進めていきたいと考えています。</p>
<b>6. 議会事務局の待遇改善</b>	
<p>(1)議会事務局長を部長級に 令和5年度現在、議会事務局長は課長級である。過去、部長級の年度もあり、配置された人によって職級が変わっている。これは議会軽視とも受け取れる。今後は常時「部長級」を配置されることを希望いたします。</p>	<p>職級においては、職務の複雑さや責任の度合いなどに応じて決められます。議会事務局長としての職制については、承知しているところではありますが、組織のバランスなどを考慮しながら、検討します。</p>
<p>(2)議会事務局が相談できる法律専門家の配置を 議員提案の政策条例を策定するときに、相談できる法律専門家が配置されていれば、議会事務局の負担が軽減されると思われます。議会事務局に法律専門家の配置を要望いたします。</p>	<p>現在、議会事務局のみならず、町長部局等においても法律専門家を配置していません。条例規則等の制定及び改廃については、総務課行政係と協議の上、事務を行っているところであり、議会事務局においても、同様に協議して頂けます。なお、議会事務局には法務を学んだ人員を配置しており、必要に応じて、町が委託している弁護士への法務相談も可能です。</p>